

仮想ブラウザシステム使用に関する仕様書

1 基本事項

(1) 件名

仮想ブラウザシステム使用

(2) 目的

現在本市においては、インターネットを閲覧する際には、各所属に配置している共有のインターネット専用端末を用いている。業務効率化や利便性向上の観点から、物理的に分離されているインターネット環境を仮想化し、LGWAN 接続系端末からセキュリティを担保した上で、インターネットを閲覧することができる環境を構築する。

(3) 使用期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで（使用期間開始前に、一定期間の仮運用期間を設けること）

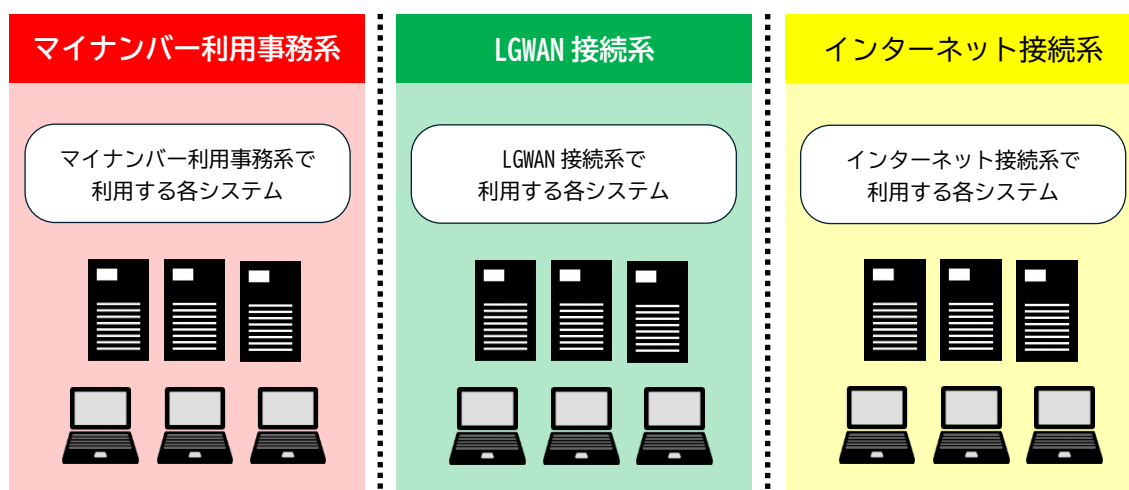
※ 契約期間は契約締結日から令和13年12月31日まで（地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び阿賀野市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づく契約）

※ 使用料は使用期間の開始月から発生するものとし、受注者は、総額を60か月で均等に分割した額を月次又は年次で本市へ請求する。ただし、端数が発生する場合は、請求の初月又は最終月で調整することを可能とする。

(4) 使用場所

阿賀野市岡山町地内（阿賀野市デジタル推進課指定場所）

2 現在の本市のネットワーク構成



3 要件

(1) 環境構築

LGWAN 接続系端末からインターネットを閲覧することができる環境を構築すること。インターネットを閲覧する際の方式としてはセキュアブラウザ方式(ローカルコンテナ分離方式)を採用すること。

ア 業務内容

(ア) システムの調達 (システムの利用に際してハードウェアが必要な場合はそれを含めること。)

(イ) システムの設定作業 (システムの利用に際してハードウェアが必要な場合はその設置作業を含めること。)

(ウ) 利用想定端末及び庁内ネットワーク環境において必要となる設定に関する助言

イ 利用想定端末

LGWAN 接続系端末 600 台 (OS は Windows11 Pro)

ウ 利用ユーザ数・同時接続数

利用ユーザ数：600 ユーザ、同時接続数上限：200

(2) システム要件

システム等に求める要件は次のとおり。

No.	区分	内容
1-1	全般	システムが安定稼働するよう、あらかじめ設計・構築・試験等を実施し、評価済みの構成とすること。
1-2	全般	システムへの接続端末数 600 台、最大同時接続数 200 に耐えうる環境を設置・導入すること。
1-3	全般	クライアント端末は Windows11 Pro に対応していること。
1-4	全般	「3 (1) ウ 利用ユーザ数・同時接続数」に記載のユーザ数又は同時接続数を満たすライセンスを導入すること。
1-5	全般	情報セキュリティクラウドへの接続を十分考慮した設計とすること。
2-1	セキュリティ	標的型攻撃対策を考慮し、インターネット接続用セグメントと LGWAN セグメント間の通信は、必要最低限とすること。
2-2	セキュリティ	コンテナ仮想化技術又はセキュアブラウザ方式によりユーザ単位に独立した仮想ブラウザ環境を実現し、利用終了時にはその環境を破棄し、常にクリーンな状態を保つこと。
2-3	セキュリティ	クライアント端末において、仮想ブラウザ環境以外の通信がインターネットに接続できないよう対策すること。
3-1	ユーザ機能	ブラウジングによるインターネットの閲覧ができること。

3-2	ユーザ機能	仮想ブラウザとローカルアプリケーション間でコピー&ペーストができる機能を有すること。その方向を制御でき、コピー&ペースト可能な情報はテキスト情報のみに限定できる機能を有すること。
3-3	ユーザ機能	コピー&ペーストの動作について禁止の設定を行っていても、仮想ブラウザ内におけるコピー&ペーストは行うことができること。
3-4	ユーザ機能	仮想ブラウザから開いた閲覧画面やファイル等をクライアント端末のローカルプリンタで印刷できること。また、管理者によりローカルプリンタへの印刷の許可/禁止の設定が可能であること。
3-5	ユーザ機能	ユーザ個別に、履歴、ブックマークの情報を保存することができること。
3-6	ユーザ機能	ローカル端末側の仮想ブラウザと識別が容易になるように、仮想ブラウザ側にはボーダー(ブラウザ画面の外枠を色線で囲む等)を付ける機能を有すること。
3-7	ユーザ機能	インターネット上に掲載されている PDF ファイル及び office ファイルを仮想ブラウザ内で閲覧できること。
3-8	ユーザ機能	仮想ブラウザ上で、Web 会議 (Microsoft Teams、Zoom 及び Webex) を実施することができること。なお、いずれの Web 会議ツールにおいても、カメラやマイクの機能を用いた上で Web 会議を実施することができること。
3-9	ユーザ機能	仮想ブラウザはタブブラウジングに対応していること。
3-10	ユーザ機能	無害化処理及びウイルスチェックは、クライアント端末内の仮想ブラウザ環境内で、又はファイル受け渡しシステムと連携して、自動的に実行できる機能を有すること。
3-11	ユーザ機能	ローカル環境から仮想環境へファイルをアップロードする際、上長承認によるワークフローの機能を有すること。
4-1	ダウンロード機能	PDF ファイルや Office ファイル等について、ファイル形式を維持したまま無害化してダウンロードすることができる機能を有すること。
4-2	ダウンロード機能	無害化対象外のファイルについては、サンドボックス又はウイルススキャンと連携してファイルのセキュリティチェックを実行し、ローカル端末側へ安全にダウンロードすることができること。
5-1	アップロード機能	ローカル端末から仮想ブラウザ側へファイルをアップロードできること。
5-2	アップロード機能	ファイルのアップロード時に第三者による承認が行えること。承認者については、システム管理者又はユーザ自身によって指定できること。
5-3	アップロード機能	ファイルアップロードに関する操作はすべて履歴を残すことができること。履歴とは日時、ファイル名、操作内容、操作したユーザ名を指し、これを操作画面上で表示できること。また、これを CSV ファイルで出力することができること。
6-1	管理機能	GUI での管理画面を有し、各種設定について容易に操作できること。
6-2	管理機能	ユーザアカウントは CSV ファイルでの一括登録・修正・削除ができること。または、Active Directory、LDAP 等の認証サーバと連携して管理できること。

6-3	管理機能	システムの利用に当たり、ID・パスワードを入力する必要がある場合、ユーザ自身でパスワードを変更することができること。ただし、認証サーバと連携する場合は、この限りではない。
6-5	管理機能	同時接続数でのライセンス管理の場合、管理者により手動又はその他の方法で特定ユーザのブラウザを強制終了できること。ただし、同時接続数の上限を超えたとしても、システムが使用不可になることがない場合は、この限りでない。
6-6	管理機能	指定した時間、操作が行われていない場合又は最終ログイン日からの経過日数で、そのブラウザを自動で閉じる、又はログアウトする機能を有すること。同時接続数でのライセンス管理の場合、指定する時間については、1分単位で設定できること。ただし、同時接続数の上限を超えたとしても、システムが使用不可になることがない場合は、この限りでない。
6-7	管理機能	グループ又はユーザ単位にポリシーを適応できること。
6-8	管理機能	起動時に表示される初期画面（スタートページ）をポリシーで設定することができること。
6-9	管理機能	お気に入り（ブックマーク）をポリシーで設定できること。
6-10	管理機能	各ユーザ、各端末におけるログを取得できること（取得するログの種類は6-11に示す。）。
6-11	管理機能	ログの情報として、仮想ブラウザの利用ユーザ名、Web アクセスログ情報、接続日時、無害化処理等によりファイルをダウンロードした日時が表示できること。
7-1	機器要件	機器を導入する場合は、ラックマウント型で2U以下のものとする。
7-2	機器要件	仮想ブラウザの利用（インターネットの閲覧）において機器が必要になる場合は、当該機器を冗長化すること。また、機器の障害発生時は自動で切り替わる機能を有すること。
7-3	機器要件	機器を導入する場合は、ディスク及び電源ユニットを冗長化構成とすること。なお、アプライアンス製品はこの限りではない。
7-4	機器要件	機器を導入する場合は、当該機器をUPSで保護することとし、停電時は保護対象機器を自動シャットダウンするよう設定すること。
7-5	機器要件	機器を導入する場合は、バックアップ環境も導入し、日次で7世代のシステムバックアップを取得すること。
7-6	機器要件	機器を導入する場合は、機器に24時間365日のオンサイト保守を付帯すること。また、ディスク故障によるディスク交換時は本市に故障ディスクを引き渡すこと。
7-7	機器要件	本調達にオンプレミスで構成するプロキシサーバを含めること。
8-1	その他	今後の拡張性として、LGWAN 接続系端末からマイナンバー利用事務系を画面転送で利用できる機能又は同一メーカーの製品で同等の機能を利用する仕組みを実現できること。

(3) 運用保守

ア 対象範囲

本業務において受注者が構築したソフトウェアを対象とする。(システムの利用に際してハードウェアが必要な場合はそれも含めること。)

イ 期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで(祝日、休日及び年末年始を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急性のある場合はこの限りでない。

ウ 体制

(ア) 保守対応を行う拠点又は設計構築を実施する事業者の拠点が、本市から半径30km圏内にあり、本市からの要請に迅速に対応できる交通手段を確保していること。

(イ) 本市からの要請を確実に実施できる体制を整えるとともに、連絡先及び担当者名を明記した保守体制表を提出すること。

(ウ) 本市の業務に支障が生じるような障害が発生したときは、本市と協議の上、直ちに対応できる体制を整えること。

エ 内容

(ア) 仮想ブラウザシステムの運用支援(設定支援、技術支援、問合せ対応等)

(イ) 仮想ブラウザシステム障害時の障害切り分け及び復旧作業

(ウ) 仮想ブラウザシステム機器等の保守業務(ハードウェアがある場合)

(エ) 仮想ブラウザシステムに、操作やセキュリティ上の重大なバグ、脆弱性が発見された場合のバージョンアップ

(4) 納品物

次の資料を使用開始日までに納入すること。

- ・ 納入物品一覧表
- ・ システム構成資料
- ・ ソフトウェアパラメータシート(システムの利用に際してハードウェアが必要な場合はその情報を別に納品すること。)
- ・ 運用手順書
- ・ 保守体制表

5 留意事項

(1) 受注者は、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はプライバシーマークの認証を取得していること。

(2) クラウドサービスでの調達の場合は、ISMAP及びISO27017を取得したサービス又はパブリッククラウドをプラットフォームとして利用したクラウドサービスであること。また、日本国内のデータセンターを利用しているクラウドサービスであること。

- (3) 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打合せを行うこと。
- (4) 業務内容、データ内容その他この契約の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (5) 本業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (6) 本業務において作成した資料及び成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物のうち、従前より受注者又はその仕入れ先が著作権を有するものについては著作権は留保されるが、その翻訳等により発生した二次的著作物の著作権は本市に譲渡されるものとする。
- (7) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、本市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。
- (8) ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがある場合は、速やかに本市に報告し、指示に従うものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

7 本仕様書に関する問合せ先

阿賀野市総務部デジタル推進課情報システム係

電話 0250-62-2510 (内線 2305)

電子メール joh-system@city.agano.niigata.jp